

(別紙1)

古賀市立学校印刷機器賃貸借 仕様書

古賀市立学校における印刷機器の賃貸借を行うための仕様について以下のとおり定める。

1. 件名

古賀市立学校印刷機器賃貸借

2. 目的

古賀市立小中学校（以下「学校」という）には、現在、印刷機を2台、カラー複合機を1台、各学校に整備しており、どちらも令和6年10月に賃貸借期間が終了となる。これに伴い、新たに印刷機器を整備するにあたり、印刷機器の高速化や学校規模に応じた適正配置、カラー印刷の積極的な活用等により、児童生徒等に対する教育効果の向上と学校教職員の働き方改革の推進を図る。

3. 業務概要等

学校における印刷機器の設置及び運用に関し、以下の業務を行うこと。

- (1) 各種印刷機器の賃貸借及び設置
- (2) 学校におけるネットワークシステム（校務系・学習系）への接続及び各種コンピュータ端末との運用設定
- (3) 契約満了時の撤去
- (4) 設置印刷機器の保守管理
- (5) 設置印刷機器の印刷に係る消耗品等の提供
- (6) 設置印刷機器に係るサポート

4. 契約期間

令和6年11月1日から令和11年10月31日（5年間：60カ月）

5. 設置校

別紙2のとおり

6. 印刷機器及び印刷可能枚数

印刷機器の賃貸借業務については、以下の内容を満たすものを提案すること。

- (1) 設置印刷機器及び設置台数

- ①導入機器については、別紙1「導入機器仕様一覧」の要件を満たす高機能複合機とし、設置台数については、別紙2「設置場所一覧」に記載した学校の規模に応じた最適台数を各学校に設置すること。なお、各学校の1台目について別紙1「導入機器仕様一覧」の要件を満たす機器が導入される場合、2台目以降については当該要件を問わない自由提案を認める。
 - ②本入札における印刷機器については、環境に配慮した最大消費電力の少ない製品を選定すること。
 - ③保守及び管理面を考慮し、各校に設置した機器の不具合、インク残量印刷枚数などを一元的に把握、管理できるようになっていること。また、学校毎の印刷可能枚数の上限に到達する前に、市教委及び該当校にその旨を通知する仕組みを有し、市教委及び該当校ではリアルタイムに印刷使用状況がわかること。
- (2) 1年間の全機器における印刷可能枚数（以下「年間印刷可能枚数」という。）は10,800,000枚以上（月間900,000枚以上）とし、カラー印刷及びモノクロ印刷の種別及び印刷サイズは問わないものとする。

7. 印刷機器の設置・設定

(1) 印刷機器の設置

- ①導入機器の設置場所については各学校の職員室及び事務室を基本とするが、学校長もしくは学校長の指定する者の指示がある場合は従うこと。
- ②設置機器を学校内ネットワークの校務系セグメントへ接続するための設定および接続を行う（プロトコル（TCP/IPのみ）、IPアドレス等）。機器の接続にあたり必要となる校務系の有線LANは既存機器の接続に使用しているものを前提とするが、新たにLANケーブルが必要な場合は、カテゴリ5e（1000BASE-TX）のケーブルを受注者にて準備すること。また、学習系への接続は既設アクセスポイントへのWi-Fi接続とする。

(2) 印刷環境の設定

機器の設置にあたり必要となるコンピュータ端末等への各種設定は受注者が行うことを前提とするが、市の実施とする場合には適切な支援の提案を行うこと。

(3) 省電力の設定

節電モードの設定を行い、同モードへの移行時間を設定できる場合は、設定可能な最短時間とすること。

(4) ネットワーク接続設定情報その他の設定詳細については、事前協議時に本市より提示する。

(5) 契約満了時の印刷機器の撤去は、受注者の費用負担とする。また、撤去時は受注者において印刷機器のデータ消去を確実にを行うものとする。

8. 保守

- (1) 機器が故障した場合、発注者の指示に対し、受注者は速やかに技術者を派遣し機器を正常な状態に回復させなければならない。回復できない場合は、機器の交換で対応し、その費用は受注者の負担とする。
- (2) 受注者の承諾のない改造または負荷による機器の滅失破損以外の故障は受注者の負担とする。
- (3) 契約にあたっては、メーカーとの保守契約に関連する書類の控えを提出すること。
- (4) 保守並びに点検実施、消耗品納入にあたり、知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、または他の目的に利用してはならない。

9. 料金方式

- (1) 印刷サービスの提供について、契約する期間を定額制（月額の基本使用料金）により利用するサブスクリプション型とする。
- (2) 月額基本使用料金には、機器使用料、保守点検、修繕等の維持管理及びインク・トナー等の消耗品（用紙を除く）の供給料金、印刷可能枚数（用紙サイズ、モノクロ・カラー、文書・写真等を問わず）までの印刷物出力を含むものとする。
- (3) 受注者は年間印刷可能枚数を超過することがないように、定期的に印刷枚数及び年間印刷見込枚数を発注者に報告するとともに、年間印刷見込枚数が年間印刷可能枚数を超える見込みが確認された際は、各学校への連絡等、印刷枚数の調整について支援を行うこと。
- (4) 年間印刷可能枚数を超過した場合は、追加費用を払うこととし、追加費用の基準と料金（1枚単価等）について示すこと。
- (5) (4)の超過重量料金は年1回での精算とする。
- (6) 料金の請求について、学校ごと及び機器ごとの印刷枚数を集計した明細表を添付すること。

10. 追加提案

提案額の範囲で、児童生徒等に対する教育効果の向上と学校教職員の働き方改革の推進に資するような追加提案があれば示すこと。

別紙1 導入機器仕様一覧

《必須機能》

機能	仕様
プリント機能	モノクロ・カラー共に 90 枚/分 (A4 横片面) 以上のスピードがあること
給紙方法	用紙カセット 3 段以上+手差しトレイ
プリントサイズ	用紙カセット 1~3 は A3 サイズまで印刷可能なこと 手差しトレイについては、A3 サイズまで印刷可能なこと
自動両面印刷	標準対応であること
プリント解像度 (書き込み)	カラー印刷については通常印刷時解像度 300×300dpi 以上であること
インターフェース	USB2.0×1 以上 1000BASE-T、100BASE-TX、10BASE-T 以上 (2 系統同時使用、うち 1 系統は Wi-Fi 接続) IEEE 802.11a/b/g/n/ac (Wi-Fi 接続可能なこと)
スキャナ機能	カラースキャン対応 (A3 サイズまで対応)
ADF 機能	自動両面原稿送り装置 (両面同時読取)
FAX 機能	最大送信原稿サイズ: A3、通信速度: G3 以上、伝送時間: 3 秒台以下 ※FAX 機能が付加できない場合は、別途、FAX が使用できる機器を各学校に 1 台ずつ配置すること。
対応 OS	機器導入時に Windows OS・Chrome OS それぞれの最新バージョンに対応していること (校務用の Windows 端末と児童生徒用 Chromebook からの印刷を同時使用できること)
その他の機能	パスポート印刷機能、スキャン to フォルダ機能

別紙2 設置場所一覧

学校名	住所（古賀市）	学校規模		既存印刷機器		月平均 印刷枚数
		R6.5 児童 生徒数	R6 教員 定数	カラー 複合機	輪転機	
青柳小	青柳 860 番地 1	257	21	1	2	60,000
小野小	米多比 1390 番地 2	424	29	1	2	72,000
古賀東小	新久保 2 丁目 1 番 1 号	535	39	1	2	68,000
古賀西小	天神 7 丁目 4 番 1 号	495	32	1	2	73,000
花鶴小	花鶴丘 1 丁目 21 番	590	38	1	2	81,000
千鳥小	千鳥 4 丁目 1 番 1 号	336	26	1	2	48,000
花見小	花見東 4 丁目 2 番 1 号	559	39	1	2	94,000
舞の里小	舞の里 4 丁目 21 番 1 号	285	29	1	2	47,000
古賀中	久保 107 番地	758	58	1	2	162,000
古賀北中	千鳥 4 丁目 4 番 1 号	610	49	1	2	131,000
古賀東中	筵内 564 番地 1	388	38	1	2	124,000
合計		5,237	398	11	22	960,000

※現在の月平均印刷枚数が 960,000 枚に対して、本仕様における月間の印刷可能枚数を 900,000 枚としているが、こちらについては各学校のDX化推進による紙媒体の使用減を見込んでいるためである。